

大田市告示第 6 4 号

大田市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱（令和 3 年大田市告示第 1 3 5 号の 6）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大田市長 楳 野 弘 和

題名を次のように改める。

大田市生活困窮者居住支援事業実施要綱

第 1 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 1 0 条中「一時生活」を「居住」に改める。

様式第 1 号から様式第 8 号までを次のように改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業利用申込書

年 月 日

大田市長 様

私は、事情により宿泊場所が必要ですので、大田市生活困窮者居住支援事業の利用を申し込みます。

記

ふりがな				男・女	
利用者氏名					
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）				
緊急連絡先	電話番号 - -				
現在の状況	住居喪失時期				
	喪失前の住所				
	喪失後の状況				
	現在の居所				
利用開始日	年 月 日	終了予定日	年 月 日		
同伴者の有無	有	続柄	氏名	生年月日（年齢）	備考
	無				

様式第2号（第6条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業資産収入申告書

年 月 日

大田市長 様

私は、大田市生活困窮者居住支援事業の利用を申し込むにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入および資産の申し立てをします。合わせて、申し立て事項に関する個人情報、大田市生活困窮者居住支援事業の利用に必要となる範囲において市及び自立相談支援機関で相互利用されることについて了承します。

記

ふりがな					男・女
利用者氏名					
生年月日（年齢）		年 月 日（ 歳）			
申し立て事項	ふりがな				合計
	氏名				
	続柄				
	性別				
	生年月日				
	収入（月額）	円	円	円	円
	預貯金等の金額	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは、収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等の各種手当も合算すること。

様式第3号（第6条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付で申し込みのあった大田市生活困窮者居住支援事業の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支援期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 支援実施場所
- 3 留意事項

(1) 事業による支援を受けている期間中、次のアからオまでに該当した場合は利用を中止することがあります。

ア 大田市生活困窮者居住支援事業実施要綱第2条の要件を満たさないことが明らかとなった場合

イ 他の利用者の利用に支障を来たす行為があり、市長が行う事業の実施上必要な指導に従わない場合

ウ 生活困窮者自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合

エ 利用者の所在が不明となった場合

オ その他、市長が事業の利用継続が困難と判断した場合

(2) 支援期間として定めた期間中であっても、安定した住居等を確保することができた場合は、その日をもって支援を終了します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大田市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付で申し込みのあった大田市生活困窮者居住支援事業の利用については、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 却下決定日 年 月 日
- 2 却下理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大田市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業利用中止通知書

第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付で決定した大田市生活困窮者居住支援事業の利用について、
下記のとおり利用を中止しますので通知します。

記

- 1 利用中止日 年 月 日
- 2 利用中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大田市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

大田市生活困窮者居住支援事業利用報告書

年 月 日

大田市長 様

居住支援事業の利用が終了しましたので、大田市生活困窮者居住支援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により報告します。

記

ふりがな				男・女
利用者氏名				
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			
緊急連絡先	電話番号 - -			
同伴者	続柄	氏 名	生年月日 (年齢)	備 考
利用開始日	年 月 日	終了日	年 月 日	
利用日数	日			
利用終了の理由				
利用終了後の行先				

様式第7号（第9条関係）

大田市生活困窮者居住支援事業宿泊提供実績報告書

年 月 日

大田市長 様

住 所
名 称
代 表 者

㊟

以下のとおり宿泊等の受け入れを行いましたので、大田市生活困窮者居住支援事業実施要綱第9条第2項の規定により報告します。

年		月分		利用者氏名					
日付	宿泊	朝食	昼食	夕食	日付	宿泊	朝食	昼食	夕食
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					計				

※該当があった欄に○をすること。

様式第 8 号 (第 10 条関係)

大田市生活困窮者居住支援事業宿泊提供費用請求書

年 月 日

大田市長 様

住 所
名 称
代 表 者

印

以下のとおり大田市生活困窮者居住支援事業に係る宿泊提供費用を請求します。

年 月分		利用者氏名		
宿泊料(1泊あたり)	宿泊日数	食事代	合 計	
円	日	円	円	
振込先	銀行			支店
	普通・当座			
	フリガナ			
	口座名義人			
電話番号				